

第2回嬉野市議会定例会議案

平成27年6月5日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
3	平成27年6月5日	議決事件に該当しない契約の報告について	別冊
4	〃	平成26年度嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	別冊
5	〃	平成26年度嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	別冊
6	〃	平成26年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	別冊

議案番号	提出年月日	議案名	頁
50	平成27年6月5日	専決処分(第5号)の承認を求めることについて(平成27年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))	別冊
51	〃	嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1
52	〃	嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について	3
53	〃	嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	5
54	〃	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	9
55	〃	平成27年度嬉野市一般会計補正予算(第3号)	別冊
56	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	別冊
57	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	別冊

議案第51号

嬉野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年6月5日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 結婚支援相談員の報酬等を定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表家庭相談員の項の次に次のように加える。

結婚支援相談員	日額 6,200円	//
---------	-----------	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の
一部を改正する条例について

嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成 2 7 年
嬉野市条例第 1 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 7 年 6 月 5 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 一般職非常勤職員等に対し、宿日直勤務の報酬又は賃金を支給するた
め、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の
一部を改正する条例について

嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年
嬉野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（宿日直勤務の報酬又は賃金）

第9条の2 第19条の規定により準用する勤務時間条例第8条第1項の規
定により同項の断続的な勤務を命ぜられた一般職非常勤職員等には、その
勤務1回につき6,300円を超えない範囲内で報酬又は賃金を支給する。

2 前項の勤務は、前条に規定する勤務には含まれないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の嬉野市一般職非常勤職員等の
任用、勤務条件等に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

議案第 53 号

嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 47 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 6 月 5 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 職員に対し、移転料等を支給するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員等の旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 赴任 新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(3) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第5条第1項中「及び食卓料」を「、食卓料、移転料及び扶養親族移転料」に改め、同条第9項中「第16条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第13条、第14条及び第15条中「別表」を「別表第1」に改める。

第23条を第25条とし、第16条から第22条までを2条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の2条を加える。

(移転料)

第16条 移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(扶養親族移転料)

第17条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際におけ

る年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当及び宿泊料の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当及び宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第16条関係）

区分	支給額
鉄道50キロメートル未満	107,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000円
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	248,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	261,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	279,000円
鉄道2,000キロメートル以上	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の嬉野市職員等の旅費に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

議案第54号

佐賀縣市町総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、伊万里市を交通災害共済に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀縣市町総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月5日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 佐賀縣市町総合事務組合同規約を変更するため、議会の議決が必要である。

佐賀縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀縣市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第9号に関する事務の項中「多久市」を「多久市 伊万里市」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。